

Title	韓国の犯罪被害者保護法(翻訳)
Sub Title	Crime Victim Protection Act 2005 of Korea
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.3 (2009. 3) ,p.75- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090328-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

韓国の犯罪被害者保護法（翻訳）

太田達也／訳

犯罪被害者保護法

制定 二〇〇五年一月二三日法律第七七三一号

施行 二〇〇六年三月二十四日

第一章 総則

第二章 犯罪被害者保護・支援の基本施策

第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等

第四章 犯罪被害者支援法人

第五章 罰則

附則

第一章 総則

第一条（目的） この法は、犯罪被害者保護・支援の基本施策等を定め、犯罪被害者に対する国家及び地方自治団体の保護・支援と、国民の犯罪被害者支援活動を推進す

ることにより、犯罪被害者の損害回復、正当な権利行使及び福祉増進に寄与することを目的とする。

第二条（基本理念）

① 犯罪被害者は、犯罪被害の状況から速やかに回復し、人間の尊厳性を保障される権利を有する。

② 犯罪被害者の名誉と私生活の平穏は、保護されなければならない。

③ 犯罪被害者は当該事件と関連し、各種法的手続に参加する権利を有する。

第三条（定義） ① この法で使用する用語の定義は、次の通りとする。

一 「犯罪被害者」とは、他人の犯罪行為により被害を受けた者とその配偶者（事実上の婚姻関係を含む）、直系親族及び兄弟姉妹をいう。

二 「犯罪被害者保護・支援」とは、犯罪被害者の損害回復、正当な権利行使及び福祉増進に寄与する行為をいう。但し、捜査・弁護又は裁判に不当な影響を及ぼす行為は、これに含まれない。

三 「犯罪被害者支援法人」とは、犯罪被害者保護・支援を主たる目的として設立された非営利法人をいう。

② 第一項第一号に該当する者の外に、犯罪被害防止及び犯罪被害者救助活動により被害を被った者も犯罪被害者と見なす。

第四条（国家の責務） 国家は、犯罪被害者保護・支援のため、次に掲げる措置を取り、これに必要な財源を調達する責務を負う。

一 犯罪被害者の保護・支援体制の構築及び運営

二 犯罪被害者の保護・支援のための実態調査、研究、教育及び広報

三 犯罪被害者の保護・支援のための関係法令の整備及び各種政策の樹立・施行

第五条（地方自治団体の責務） 地方自治団体は、犯罪被害者保護・支援のため、積極的に努力し、国家の犯罪被害者保護・支援施策が円滑に実施されるよう協力しなければならぬ。

第六条（国民の責務） 国民は、犯罪被害者の名誉と私生活の平穏を害しないよう留意しなければならない。国家及び地方自治団体が実施する犯罪被害者のための政策に最大限協力しなければならない。

第二章 犯罪被害者保護・支援の基本施策

第七条（損害回復支援等） 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の被害程度、保護・支援の必要性等に応じ、犯罪被害者に相談、医療の提供、関連法令による救助金の支給、法律扶助及び就業関連支援等を行うことができる。よう必要な対策を講じなければならない。

第八条（刑事手続参加保障等） 国家は、犯罪被害者が当該事件と関連し、捜査担当者と相談し、又は裁判手続に参加し陳述するなど、刑事手続上の権利を行使することができるよう保障しなければならない。犯罪被害者の要請がある場合には、加害者に対する捜査結果、公判期日、裁判結果、刑の執行及び保護観察の執行状況等刑事手続関連情報を大統領令で定めるところに従い、提供することができる。

第九条（私生活の平穏及び身辺保護等） 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者の名誉と私生活の平穏を保護する

ため必要な措置をしなければならず、犯罪被害者が刑事訴訟手続での陳述・証言と関連して報復を受ける虞がある場合等、犯罪被害者を保護する必要性がある場合には、適切な措置を講じなければならない。

第一〇条（教育・訓練） 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者に対する理解増進と効率的な保護・支援業務遂行のため、犯罪捜査に従事する者、犯罪被害者に関する相談・医療提供等の業務に従事する者その他犯罪被害者に対する保護・支援活動と関係のある者に対し必要な教育と訓練を実施しなければならない。

第一一条（広報及び調査研究） ① 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者に関する理解と関心を高めるため必要な広報をしなければならない。

② 国家及び地方自治団体は、犯罪被害者に対し専門的知識と経験を基礎とした適切な支援がなされるよう犯罪被害の実態調査、支援政策開発等のため努力しなければならない。

第三章 犯罪被害者保護・支援の基本計画等

第一二条（基本計画樹立） ① 法務部長官は、第一五条の規定による犯罪被害者保護委員会の審議を経て、犯罪

被害者保護・支援に関する基本計画（以下「基本計画」という）を五年毎に樹立しなければならない。

② 基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

- 一 犯罪被害者保護・支援政策の基本方向と推進目標
- 二 犯罪被害者保護・支援のための実態調査・研究・教育・広報
- 三 犯罪被害者保護・支援団体に対する支援・監督
- 四 犯罪被害者保護・支援と関連した財源の調達及び運用
- 五 その他犯罪被害者保護・支援のため法務部長官が必要と認めた事項

第一三条（年度別施行計画の樹立） ① 法務部長官、関係中央行政機関の長及び特別市長・広域市長及び道知事（以下「市・道知事」という）は、基本計画に従い、年度別施行計画（以下「施行計画」という）を樹立・施行しなければならない。

② 関係中央行政機関の長及び市・道知事は、第一項の規定による次の年度の施行計画及び推進実績を、毎年、法務部長官に提出しなければならない。この場合、法務部長官は、その施行計画が不相当と判断するときには、補充・調整を要求することができる。

③ その他施行計画の樹立・推進に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第一四条(関係機関の協力)

① 法務部長官は、基本計画と施行計画を樹立・施行するために必要な場合、関係中央行政機関の長・地方自治団体の長又は関係公共機関の長に対し協力を要請することができる。

② 中央行政機関の長又は市・道知事は、施行計画を樹立・施行するために必要な場合、関係中央行政機関の長・地方自治団体の長又は公共機関の長に対し協力を要請することができる。

③ 第一項及び第二項の規定による協力要請を受けた機関・団体の長は、特別な理由がある場を除いては、これに協力しなければならない。

第一五条(犯罪被害者保護委員会)

① 犯罪被害者保護・支援に関する基本計画及び主要事項等の審議のため、法務部長官所屬下に犯罪被害者保護委員会(以下「委員会」という)をおき、委員長を含め二〇名以内の委員で構成する。

② 委員会は、次の各号の事項を審議する。

- 一 基本計画及び施行計画に関する事項
- 二 犯罪被害者保護・支援のための主要政策の樹立・調整

に関する事項

三 犯罪被害者保護・支援団体に対する支援・監督に関する事項

四 その他委員長が審議を要請した事項

③ 委員会の構成と運営等に関し必要な事項は、大統領令で定める。

第四章 犯罪被害者支援法人

第一六条(犯罪被害者支援法人の登録等) ① 犯罪被害

者支援法人としてこの法による支援を受けようとする場合には、資産・人的構成等大統領令が定める要件と手続に従い、法務部長官に登録しなければならない。

② 犯罪被害者支援法人の設立・運営に関し、この法に規定がない場合は、「民法」と「公益法人の設立・運営に関する法律」を適用する。

第一七条(補助金の交付) ① 国家又は地方自治団体は、

犯罪被害者支援法人の健全な育成・発展のため必要と認めるときには、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

② 法務部長官から補助金の交付を受けようとする犯罪被害者支援法人は、大統領令が定めるところに従い、事業

の目的と内容、補助事業に必要な経費等必要な事項を記載した申請書と添付書類を法務部長官に提出しなければならぬ。

③ 第二項の規定による補助金の支給基準及び手続に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第一八条（補助金の目的外使用禁止及び返還） ① 第一七条の規定により交付された補助金は、犯罪被害者保護・支援以外の異なる用途に使用することができない。

② 法務部長官は、犯罪被害者支援法人が第一七条第二項の規定による申請書等に虚偽の事実を記載し、又はその他不正な方法で補助金の交付を受けた場合、又は交付を受けた補助金を異なる用途に使用した場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

③ 補助金の返還に関しては、「補助金の予算及び管理に關する法律」を準用する。

第一九条（監督等） ① 法務部長官は、必要と認めるときには、登録された犯罪被害者支援法人（以下「登録法人」という）に対し、その業務・会計及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員をして登録法人の帳簿・書類等の物件を監査させることができる。

② 法務部長官は、登録法人の役・職員が次の各号の一に

該当する場合には、当該法人の代表者にこれを是正させ、当該役員の職務停止又は職員の懲戒を要求し、又は当該法人の登録を取り消すことができる。

一 第一項の規定により法務部長官が要求する報告書又は資料を虚偽に作成し、又はその報告若しくは提出を拒否した場合

二 第一項の規定による監査を拒否・妨害又は忌避した場合

三 法務部長官の是正命令又は職務停止・懲戒要求に対する履行を怠った場合

第二〇条（登録法人誤認表示の禁止） 何人も登録法人でないのに登録法人として表示し、又は登録法人と誤認させる名称を使用してはならない。

第二一条（裁判等に対する影響力行使の禁止） 犯罪被害者保護・支援業務に従事する者は、刑事手続で加害者に対する処罰を要求し、又は訴訟関係人に威力を加えるなど捜査・弁護・裁判に不当な影響を及ぼすための行為をしてはならない。

第二二条（秘密漏洩の禁止） 犯罪被害者支援業務に従事し、又はしていた者は、その業務を遂行する過程で知り得た他人の私生活に関する秘密を漏洩し、又は犯罪被害

者支援以外の目的に使用してはならない。

第二三条 (手数料等の徴収禁止) 犯罪被害者支援法人で

犯罪被害者支援業務に従事し、又は従事していた者は、犯罪被害者支援を理由として手数料等の名目の金品を要求し、又は受け取ってはならない。但し、他の法律に規定がある場合は、この限りでない。

第五章 罰則

第二四条 (罰則) ① 虚偽その他の不正な方法で補助金

の交付を受けた者は、五年以下の懲役又は二十万ウォン以下の罰金に処する。

② 第一八条第一項の規定に違反して補助金を犯罪被害者保護・支援以外の異なる用途に使用した者は、三年以下の懲役又は一千万ウォン以下の罰金に処する。

第二五条 (罰則) 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

一 第二二条の規定に違反して他人の秘密を漏洩し、又は犯罪被害者支援業務以外の目的に使用した者

二 第二三条の規定に違反して金品を要求し、又は受け取った者

第二六条 (両罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは個

人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し第二四条及び第二五条の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は個人に対しても各該当条文の罰金刑を科す。

第二七条 (過怠料) ① 次の各号の一に該当する者に対

しては、三〇〇万ウォン以下の過怠料に処する。

一 第一九条第二項各号の規定に違反した者

二 第二〇条の規定に違反して未登録法人を登録法人と誤認するよう表示し、又は名称を使用した者

三 第二一条の規定に違反して裁判等に対する影響力を行使した者

② 第一項の規定による過怠料は、大統領令が定めるところにより法務部長官が賦課・徴収する。

③ 第二項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分を告知された日から三〇日以内に法務部長官に異議を提起することができる。

④ 第二項の規定による過怠料処分を受けた者が第三項により異議を提起した場合には、法務部長官は遅滞なく管轄裁判所にその旨を通知しなければならず、その通知を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」による過怠料の裁判をする。

- ⑤ 第三項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しない場合には、国税滞納処分の例により、これを徴収する。

附則

この法は、公布後三月が経過した日から施行する。